

宮崎県立病院看護職員確保PR動画制作業務委託仕様書

1 業務の目的

現在、看護学校に在籍している学生等に対し、宮崎県立3病院（宮崎病院、日南病院及び延岡病院）の概要や、宮崎県立3病院で勤務することの魅力を伝えることにより、宮崎県立3病院における看護師・助産師の確保を目的とする。

2 業務の名称

宮崎県立病院看護職員確保PR動画制作業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年12月19日（金）まで

4 委託業務の内容

PR動画の制作

(1) 規格

- ア 宮崎県立3病院のPR動画（5分程度）を4本（「(2) 構成」の内容を含む）制作すること。
- イ 制作したPR動画をSNS等の広報で活用できるよう、ダイジェスト版（30秒程度）をそれぞれ制作すること。

(2) 構成

- ア 各県立病院の概要及び取組
 - イ 各種制度の説明
 - ウ 勤務の様子（病棟、外来等）
 - エ 研修制度（研修の様子など）
 - オ 看護職員からのメッセージ
 - カ 病院見学等の問合せ先
- ※ その他、必要な情報を協議の上掲載する。
- ※ 現地（宮崎病院、日南病院及び延岡病院）での取材及び撮影は受託者が行うこととする。

(3) 成果品

- ア DVDプレーヤーで再生可能な形式でPR動画を保存したDVD-ROM 1枚
- イ SNS等にアップロード可能な形式（MPEG-4 など）を保存したCD-R 1枚
- ウ 成果品作成に当たり撮影・使用した写真等のデータを保存したCD

ーR 1枚

エ 業務完了報告書（紙媒体1部）

5 著作権等

- (1) 受託者は、成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を宮崎県に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
- (2) 成果品の全部又は一部に受託者が従前から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合は、5(1)にかかわらず、当該知的財産権は受託者に帰属する。この場合において、宮崎県は、成果品を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

6 納品方法

宮崎県病院局経営管理課に、令和7年12月19日（金）までに納品する。

7 委託料の支払

委託料は、委託業務完了後の精算払とする。

8 その他業務の方針等

受託業者は、業務の内容及び範囲について、県と十分打合せを行い、業務の目的を達すること。

また、この仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定することとする。